

第4次亀山市行財政改革大綱



令和8年3月

三重県亀山市

目 次

第1章	これまでの行財政改革の取組等について	1
1	これまでの行財政改革の取組	1
2	第3次行財政改革大綱の検証	2
(1)	効果額	2
(2)	目標項目の実績	4
目標Ⅰ	行政システムの改革	4
目標Ⅱ	財政運営の強化	5
目標Ⅲ	既成概念からの脱却	6
目標Ⅳ	市民総活躍によるまちづくり	7
(3)	総括	8
第2章	新たな行財政改革への取組に当たって	9
1	国・県の動向	9
2	新たな行財政改革の必要性	10
3	現状と課題	11
(1)	人口推移	11
(2)	財政状況	12
4	改革の目的	15
5	第4次行財政改革大綱の位置付け	16
6	計画期間	16
7	状況変化への対応	16
第3章	行財政改革の体系等について	17
1	第4次行財政改革大綱の体系図	17
2	目標における基本方針と取組内容について	18
目標Ⅰ	時代に即した行政システムへの改革	18
目標Ⅱ	将来にわたり持続可能な財政基盤の確立	22
目標Ⅲ	協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり	26
第4章	改革の推進について	29
1	推進体制	29
2	行財政改革と財政構造改革の関係	29
〈資料〉		
答申		30
用語解説		32

第1章 これまでの行財政改革の取組等について

1 これまでの行財政改革の取組

●「亀山市行政改革大綱」(平成18年度～平成21年度)

目的：公正な市政運営と市民信頼度の更なる向上

- ・ 指定管理者制度の導入
- ・ 補助金の見直し
- ・ 協働事業（協働事業提案制度）の実施
- ・ 日曜窓口の開設
- ・ 事業仕分けによる事務事業の検証

●「第1次亀山市行財政改革大綱」(平成22年度～平成26年度)

目的：開かれた市政の推進と行財政運営の強化

- ・ 入札契約制度改革
- ・ コンビニ収納の開始
- ・ 事務事業評価の範囲の拡大
- ・ 基金活用指針の策定

【事業仕分けによる経費削減】

対象事業数	「廃止」「民営化」の判定（うち実施済）	削減額
52事業	7事業（4事業）	約1,310万円

【財源確保のために取り組んだ大型事業の見直し】

取組	削減額
自然の森公園整備計画の廃止	約13億円
市道和賀白川線橋梁の規模縮小	約12億円

●「第2次亀山市行財政改革大綱」(平成27年度～令和元年度)

目的：開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立

- ・ 住民票・印鑑登録証明書等発行手数料の見直し
- ・ 市税等（現年分）の収納率の向上
- ・ し尿処理施設の一元化の実施
- ・ 庁内組織機構の再編
- ・ 民間活力（刈り草コンポスト化センター・旧国民宿舎関ロッジ）の導入
- ・ 地域まちづくり協議会の設立支援
- ・ 地域一括交付金（地域予算制度）の導入
- ・ 市営住宅の統廃合の推進
- ・ 人事考課制度の再構築

【効果額】（歳入確保及び歳出抑制等）

H27～R1	合計額：約4億2千万円	年平均額：約8千4百万円
--------	-------------	--------------

●「第3次亀山市行財政改革大綱」(令和2年度～令和7年度)

目的：市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換

- ・全庁的なAI*・RPA*等の導入推進
- ・マイナンバーカードを活用したオンライン手続の拡充
- ・公文書ペーパーレス化の推進
- ・ふるさと納税の推進
- ・公共施設の跡地利用
- ・防災情報伝達システムの構築
- ・消防指令業務の共同運用
- ・協働によるまちづくりの推進

【効果額】(歳入確保及び歳出抑制等)

R 2 ～ R 6	合計額：約8億9千万円	年平均額：約1億8千万円
-----------	-------------	--------------

※取組項目・年度別の効果額は別表のとおり

2 第3次行財政改革大綱の検証

第3次行財政改革大綱においては、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を目的として、4つの目標ごとに目標値を設定し、行財政改革を推進しました。

(1) 効果額

令和2年度から令和6年度までの効果額は、歳入確保額と歳出抑制額を合わせた8億9,245万1千円で、年平均額は1億7,849万円となりました。

歳入確保額は、普通財産の売却・貸付、ふるさと納税の推進等の改革によって新たに得られた収入額と、市税等の収納率の向上による増額分によって算出しています。

歳出抑制額は、業務効率化により縮減した人件費や、消耗品費及び光熱費の削減額等、改革による事業費の削減額を算出しています。

*のついた用語については、資料32ページ以降の用語解説に掲載しています。

【別表】効果額（歳入確保及び歳出抑制等）

（単位：千円）

目標	重点方針	内容	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	合計	年平均
I	1 ICTを活用した市民サービスの提供	作業時間削減※1		955	4,873	208	488	6,524	1,305
	5 新たな公文書管理の改革	消耗品費削減※2	180	732	267	753	1,239	3,171	634
II	6 歳入確保の推進	ふるさと納税等の収入額	36,854	16,208	26,523	82,318	78,778	240,681	48,136
		収納率向上効果※3	6,982	8,817	12,176	6,952	7,540	42,467	8,493
	8 特別会計・企業会計等の経営の健全化	収納率向上効果※4	2,641	5,056	3,104	2,405	△2,433	10,773	2,155
III	9 公有資産マネジメントの推進	光熱費削減※5				18,000	33,000	51,000	10,200
	10 事務事業のスクラップ&ビルド	事業削減による効果				13,600	13,600	27,200	5,440
	12 新たな自治体間連携の検討	共同調達による削減※6	156,556			501	663	157,721	31,544
IV	13 地域まちづくり協議会の運営支援	委員廃止による削減					594	594	119
	15 協働事業の推進	地元協力による草刈経費削減※7	67,910	63,447	66,799	71,465	82,720	352,321	70,464
合計			271,123	95,215	113,721	196,202	216,189	892,451	178,490

※1 RPAの導入による業務効率化で縮減した職員人件費

※2 公文書ペーパーレス化の推進により削減した消耗品費

※3 収納率の向上による市税、保育所等利用者負担金、市営住宅使用料及び医業未収金の増額分

※4 収納率の向上による国民健康保険税及び水道料金の増額分

※5 公共施設のLED化により削減した光熱費

※6 はしご自動車等の共同調達により削減した整備費等

※7 地元協力による草刈の報償費と業者発注していた場合の委託料との差額分

(2) 目標項目の実績

目標Ⅰ 行政システムの改革

重点方針1 ICTを活用した市民サービスの提供

AI議事録作成システムの活用やRPAの運用により、業務の効率化につなげました。また、市公式LINEを導入し、幅広い世代の人が自分のニーズに応じた市政情報を得られる環境づくりを進めました。さらに、マイナンバーカードを活用したオンライン手続の拡充を図りました。

重点方針2 事務事業構築手法の確立

効果的・効率的な行政評価システムの確立に向け、行政評価システムの改訂等を行うとともに、毎年度、行政評価を実施することにより、「行政の透明性とアカウントビリティの確保」、「職員の意識改革」、「行政活動の改善と施策の推進」につなげました。

重点方針3 働き方改革の推進

安全で快適な職場環境を整備するため、各ハラスメントの基本的な考え方や理解を深める研修を実施しました。また、時代の変化に対応した柔軟な働き方改革の推進として、勤務時間の弾力化制度に関する規程を改正しました。

重点方針4 人材育成システムの改革

コンプライアンスに関する制度周知を行い、職員のコンプライアンスに関する意識の向上につなげました。各階層を対象とした研修や行政課題に対応できる人材育成研修を実施しました。

重点方針5 新たな公文書管理の改革

電子決裁制度の導入とそれに合わせ文書取扱規程の改正を行いました。また、無線LAN環境の拡充と電子会議システムを導入し、ペーパーレス化と効率的な働き方の推進を図りました。

目標項目と達成状況

令和6年度末実績値においては、目標項目のうち、「AI・RPA等の導入件数」と「総時間外勤務時間」について、目標値を達成しました。また、「マイナンバーカードの交付率」については、令和7年度に目標値を達成する見込みです。

目標項目	目標値 (R7年度末)	初期値 (H30年度末)	実績値 (R6年度末)	見込値 (R7年度末)	達成度 (R7年度末)
AI・RPA等の導入件数(累計)※	8件	—	15件 (本格運用7件)	15件 (本格運用7件)	188%
マイナンバーカードの交付率(累計)※	90.0%	9.8%	89.8%	105.2%	117%
総時間外勤務時間	40,000時間 以下	42,328時間	38,328時間	39,300時間	102%

※AI・RPA等の導入件数は、令和2年度から導入したため初期値を“—”としています。

マイナンバーカードの交付率は、再交付及び更新数を含みます。

目標Ⅱ 財政運営の強化

重点方針6 歳入確保の推進

市税等の納付方法について、スマートフォンアプリ決済の導入や、固定資産税及び軽自動車税の納付書への二次元コードの導入等、市民の納付環境の充実を図り、令和6年度は過去最高の収納率99.37%となりました。

加えて、市が保有する未利用地の土地建物を民間に貸付や売却を行うことにより、維持管理経費の削減と財源の確保につなげました。

また、ふるさと納税の推進や企業版ふるさと納税の活用を行うとともに、企業立地の推進により市内に進出した企業のうち12社が操業を開始したことで税収が伸び、財源の確保につなげました。

重点方針7 歳出の節減・重点化

各施設単位で行っていた電気料金等の支払事務を集約し、全庁的な事務の効率化につなげました。また、新公会計制度*における統一的な基準により作成した財務書類について、類似団体と比較を行う等分析を行い、事業展開の参考としました。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策による歳出の拡大をはじめ、エネルギー価格高騰等による局面の変化により、財政調整基金*の繰入に依存した財政運営に陥っています。

重点方針8 特別会計*・企業会計*等の経営健全化

国民健康保険事業においては、保険税率の改正等を行い、持続可能な運営につなげました。

農業集落排水事業においては、令和4年度から企業会計を導入し、経営状況の可視化と透明性の向上を図り、持続可能な経営体制の確立につなげました。

また、水道事業においては、水道施設台帳を整備し、施設情報の一元管理を行い、適正な管理につなげました。このほか、令和3年度から学校給食費の公会計化を実施し、学校給食費の適正な管理を行いました。

目標項目と達成状況

令和6年度末実績値においては、目標項目のうち、「病院事業会計への繰出金（法定外）の額」については、目標値を達成していますが、「財政調整基金の残高」、「経常収支比率（一般会計）」については、現時点では目標達成は難しい見込です。

目標項目	目標値 (R7年度末)	初期値 (H30年度末)	実績値 (R6年度末)	見込値 (R7年度末)	達成度 (R7年度末)
財政調整基金の残高 ※	20.0億円 以上	29.7億円	15.2億円	—	—
経常収支比率*（一般会計）※	85.0% 以下	86.5%	88.7%	—	—
病院事業会計への繰出金（法定外）の額	50,000千円 以内	94,332千円	32,036千円	0円	100%

※財政調整基金の残高及び経常収支比率については、令和7年度末時点の数値が見込めないため、“—”としています。

目標Ⅲ 既成概念からの脱却

重点方針9 公有資産マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、各分野における施設再編、長寿命化等の計画を作成し、一部の施設の統廃合等を進めました。また、新庁舎整備基本計画を策定し、分散する行政庁舎の集約化等庁舎整備の基本方針を定めました。

関まちなみ文化センターにおいては、令和4年以降に2区画の貸付を行っており、また、若草住宅跡地を観光用駐車場として整備しました。

重点方針10 事務事業のスクラップ&ビルド

心身障がい者における福祉医療費助成制度の市制度分を見直し、所得制限の導入等により事業費を削減しました。

また、情報発信・収集の重層化やデジタル化により、実効性の高い総合的な防災情報システムを構築するため、運用開始に向けた整備工事を行いました。

さらに、外部点検委員による事務事業点検を令和5年度に6事業、令和6年度に17事業について行い、事業の有効性の検証等を踏まえ、事務事業の改善を図りました。

重点方針11 PPP（官民連携）*の導入促進

市営住宅において、民間活力の活用による住宅供給数の確保に努め、民間借上げ型市営住宅の供給戸数は合計99戸となりました。

重点方針12 新たな自治体間連携の検討

津市、鈴鹿市、亀山市の3市による消防指令業務の共同運用体制の構築に向け、検討・協議を経て、令和8年4月1日からの3市合同による消防指令センターの本格運用開始に向けた整備を進めました。

目標項目と達成状況

令和6年度末実績値においては、目標項目のうち、「新たな自治体間連携の協議等を行った数」については、目標値を達成しましたが、「スクラップ&ビルドの件数」、「民間賃貸住宅を活用した戸数」については、増加傾向にあるものの、目標値の達成には至りませんでした。

目標項目	目標値 (R7年度末)	初期値 (H30年度末)	実績値 (R6年度末)	見込値 (R7年度末)	達成度 (R7年度末)
スクラップ&ビルドの件数（累計）※	8件	—	6件	6件	75%
民間賃貸住宅を活用した戸数（累計）	134戸	74戸	90戸	99戸	74%
新たな自治体間連携の協議等を行った数（累計）※	4件	—	5件	5件	125%

※スクラップ&ビルドの件数と新たな自治体間連携の協議等を行った数については、累計数としているため、初期値を“—”としています。

目標Ⅳ 市民総活躍によるまちづくり

重点方針13 地域まちづくり協議会の運営支援

地域まちづくり協議会と市の情報交流の仕組みとして、的確かつ迅速に情報共有を図るシステム導入を行いました。また、地域まちづくり協議会から選出する補導委員を廃止する等青少年育成活動体制を見直しました。また、地域担い手研修を実施することで、地域まちづくり協議会における後継者の育成や組織強化につなげました。

重点方針14 共助による支え合いの基盤の強化

自主防災組織の強化については、7地区の自主防災組織が結成されたほか、地区防災計画の計画策定の支援を行いました。

かめやま人キャンパスの開催により、ニーズに即応した新しい学びの場を提供し、地域で活躍できる人材を育成しました。また、かめやま人キャンパスの修了生に対し、各地域まちづくり協議会と連携した中央公民館講座等の講師の登用支援等を行い、地域づくりに寄与する学びを展開しました。

重点方針15 協働事業の推進

市と社会福祉協議会の相談機関を集約し、市民活動・ボランティアセンターの中間支援機能を有した相談支援機関を設置することで、協働事業の課題解決等に向けた体制づくりを行いました。

地域まちづくり協議会や文化財の保存伝承を行う市民団体等と協議を行い、関の山車会館や旧落合家住宅等の公開活用の拡充を行うとともに、石水溪観光協会等との連携により、亀山7座トレイルの登山道整備を行いました。

目標項目と達成状況

令和6年度末実績値においては、目標項目のうち、「協働事業提案制度を実施した件数」については、目標値を達成しました。また、「かめやま人キャンパスを修了した人数」については、令和7年度に達成する見込みですが、「地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数」については目標値の達成には至りませんでした。

目標項目	目標値 (R7年度末)	初期値 (H30年度末)	実績値 (R6年度末)	見込値 (R7年度末)	達成度 (R7年度末)
地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数(累計)※	22地区	—	6地区	8地区	36%
かめやま人キャンパスを修了した人数(累計)※	120人	—	113人	120人	100%
協働事業提案制度を実施した件数(累計)	35件	25件	35件	35件	100%

※地区防災計画を策定した地域まちづくり協議会等の数とかめやま人キャンパスを修了した人数については、累計数としているため、初期値を“—”としています。

(3) 総括

目標Ⅰ「行政システムの改革」については、デジタル技術の導入等により、業務効率化やサービス向上につなげました。また、職員の働き方改革の推進によって、総時間外勤務時間は減少傾向にあり、目標値を達成することができました。

今後、人口減少や少子高齢化に伴う労働力不足に加え、多様化する行政ニーズ等市政を取り巻く環境の変化に対応するため、引き続きデジタル技術の活用による業務の効率化及び省力化を図る必要があります。また、行政マネジメントシステムの再構築や行政サービスの最適化と併せ、職員の意識改革と人材育成を強力に進める必要があります。

目標Ⅱ「財政運営の強化」については、ふるさと納税の推進や、スマートフォンアプリ決済の導入による納税環境の整備により、歳入確保につなげました。一方、エネルギー価格や物価の高騰等の影響により、財政収支の均衡が崩れ、財政調整基金残高は、目標値として掲げる「20億円以上」を下回る見込みです。さらに、義務的経費の継続的な増加や公共施設の更新等に伴い、更なる財政負担の増大が懸念されます。

このため、スクラップ&ビルドが十分実施できていない現状を踏まえ、抜本的な財政構造の立て直しを短期集中的に行うことを目的とする、「財政構造改革骨太方針2024」を軸に、事業の再編や統廃合を進め、歳出削減を徹底するとともに、引き続き歳入の確保に努め、現在の厳しい財政状況を早期に回復する必要があります。

目標Ⅲ「既成概念からの脱却」については、一部施設において統廃合を進めたことに加え、新庁舎整備基本計画を策定し、庁舎整備の基本方針を定めました。また、外部委員による客観的な視点からの事務事業評価の実施、消防指令センターの3市による共同運用の整備等新たな行政の仕組みづくりに努めました。

引き続き民間事業者や他自治体との連携を強化し、効率的かつ効果的な行政運営を図る必要があります。

目標Ⅳ「市民総活躍によるまちづくり」については、地域まちづくり協議会に対し継続的な活動支援を行い、組織強化につなげましたが、依然として担い手不足を解決する必要があります。一方、市が行う団体支援や相談業務等の機能と社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を集約した中間支援機能を有した相談支援機関の運営を開始し、効果的に市民活動の支援を行う体制を整備しました。

引き続き市民及び地域との協働の推進並びに企業、大学等との連携を進め、それぞれの視点や専門性を生かし、市民総活躍で地域課題の解決を図っていく必要があります。

これらの第3次行財政改革大綱の取組により、急速な社会環境の変化やそのような中で多様化する市民ニーズへの対応を行いつつ、効率的、効果的な行財政運営を進めてきました。とりわけ、財政状況において不足する財源を財政調整基金から繰り入れる財政構造となっており、財政調整基金残高が目標値である20億円を下回る事態は最も改善すべき課題と捉えています。このため、事業のスクラップ&ビルドを徹底し、新たなニーズに対応するための財源を確保するとともに、職員一人ひとりが厳しい財政状況を十分に認識した上で業務に取り組み、持続可能な行財政運営を確立することが重要です。

第2章 新たな行財政改革への取組に当たって

1 国・県の動向

国においては、『経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～』に基づき、責任ある積極財政の方針の下、持続可能な財政基盤の強化と行政の効率化を推進しています。従来の「財政健全化」一辺倒から転換し、物価高対策や危機管理投資、成長投資を戦略的に行うことで、国民生活の安定と経済成長の両立を目指しています。これにより、国民が日常生活の中で安心感を持ち、未来に希望を抱ける社会の実現を目指しています。

まず、「デジタル化」については、AIの利活用や行政手続のオンライン化を加速させ、国民の利便性を高めるとともに政策効果の最大化を図っています。地方公共団体においてもデジタル技術の活用が進められ、国・都道府県・市町村の役割分担の見直しを含め、課題解決に資する新たな行政モデルの構築が進められています。これにより、行政サービスの迅速化や効率化が進み、住民サービスの質の向上を目指しています。

次に、「財政運営」については、従来のプライマリーバランス*黒字化目標を見直し、数年単位での財政バランス確認や「純債務残高対GDP比」の低下を新たな目標としています。歳出・歳入両面での改革を継続しつつ、物価高対策や危機管理投資、成長投資を戦略的に実施することで、持続可能な財政運営を確保し、国民生活の安定と経済成長を両立させる方針です。

さらに、「地方創生2.0」については、地域経済基盤と生活基盤の強化に加え、農林水産業の成長産業化、食料安全保障、文化・スポーツ振興等を通じて持続可能な地域発展を支える政策が展開されています。重点支援地方交付金の拡充により、自治体が柔軟に物価高対策や地域課題解決に取り組める体制も整備され、地域の自主性と創意工夫を尊重した施策展開が可能となっています。

これらの改革を通じて、持続可能な地方行財政基盤の強化と行政の効率化を両立させ、国民一人ひとりが「豊かさ」「安心・安全」「自由」「自分らしさ」を実感できる活力ある経済社会の構築を目指しています。

また、県においては、「みえ元気プラン」と連携した行財政改革を推進しています。令和4年度から令和8年度までの取組期間において、次の3本柱を中心に改革を進めています。

- 1 仕事の進め方改革の推進
- 2 コンプライアンスの推進
- 3 持続可能な行財政基盤の確立

これらの改革により、県民サービスの向上と持続可能な行政運営を目指しています。

2 新たな行財政改革の必要性

地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進行や急激な物価高騰による財政負担の増大、デジタル化への対応等、これまでにない潮流の中で、市民生活の質の維持向上や地域社会の持続可能性を保ちつつ、多様化する行政ニーズに対応したサービスを提供することが求められています。

本市においては、市税等の歳入は、ほぼ横ばいで推移する一方、エネルギー価格や物価の高騰、急激な人件費の上昇等、社会経済情勢の変化に伴う経費が増加しています。このことは、本市の事務事業を展開するための経費が増加し、市の歳出に大きな影響を及ぼし、不足する財源を財政調整基金から繰り入れて補填する構造的な課題につながっています。

この現状を改善するため、令和6年5月に「財政構造改革骨太方針2024」を策定し、徹底的な歳出削減により、数値目標である令和11年度末における財政調整基金残高25億円以上を目指し、財政構造の改革を強力に推し進める必要があります。

このような財政状況を背景として、持続可能な行財政運営を目指す上においては、デジタル技術の活用や人材の育成、民間活力等との連携等行政経営資源の持つ能力や機能を最大限発揮し、効率的・効果的な行政運営につなげる必要があります。

また、これまでの行財政改革の取組を踏まえ、新たなニーズに対応するため行財政改革の必要性は益々高まっています。

このことから、現状の財政状況を鑑みながら、地域の実情や市民ニーズに即応したサービスを、柔軟かつ的確に提供する体制の構築が不可欠であり、その実現に向けては、従来の枠組みにとらわれない発想と、業務を効率的・効果的に進める行財政改革の推進が求められています。

3 現状と課題

(1) 人口推移（「亀山市人口ビジョン」より）

亀山市における昭和35（1960）年から令和2（2020）年までの国勢調査人口及び令和7（2025）年から令和32（2050）年までの国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口による、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の推移を図1に示します。年齢別の人口割合について、年少人口、老年人口に加えて、生産年齢人口を更に3区分（15～24歳、25～49歳、50～64歳）して、その推移を図2に示します。

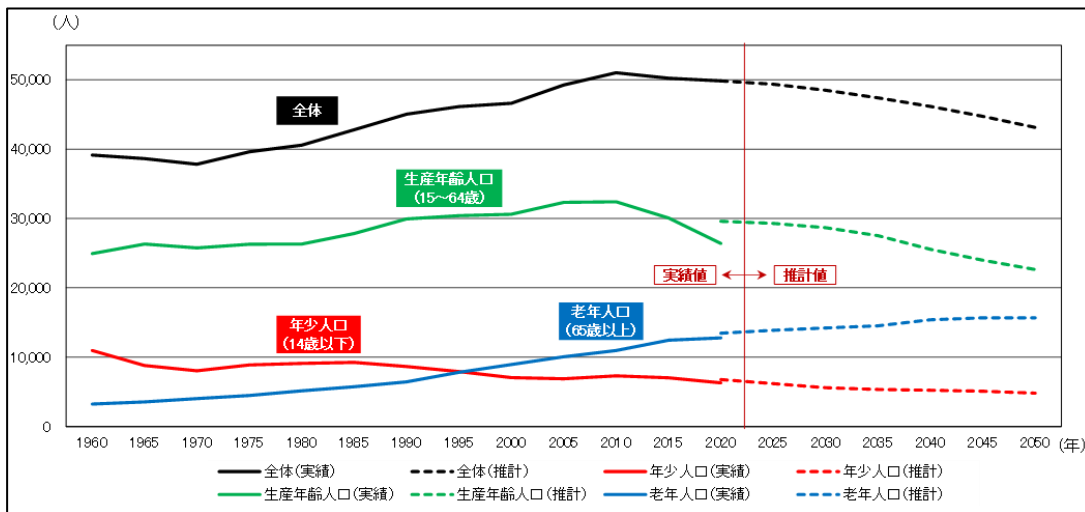
亀山市の総人口は、昭和45（1970）年までは減少し、その後増加に転じて平成22（2010）年にピーク（51,023人）を迎え、その後は減少傾向にあります。

生産年齢人口は、平成22（2010）年まで増加傾向にありましたが、以降は減少に転じ、今後も減少傾向が続くと推計されています。今後については、25～49歳の減少が特に大きくなっています。

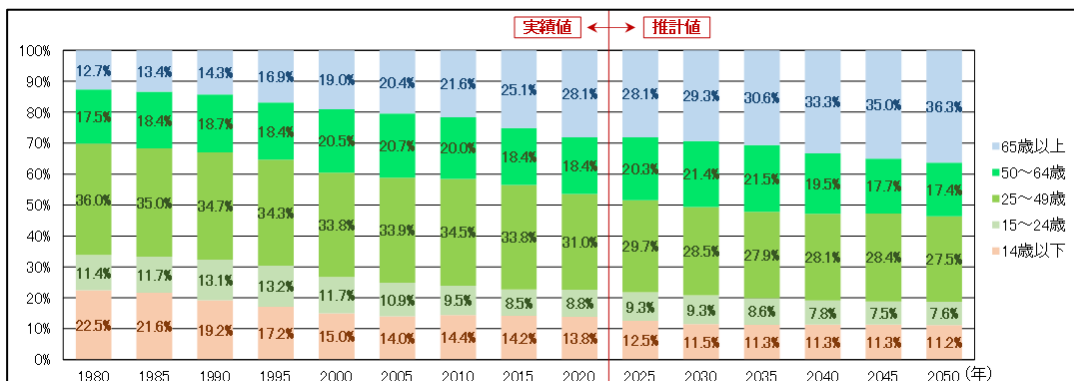
年少人口は、一時的に増加する期間もありましたが、総じて減少傾向にあり、今後も減少が続くと推計されています。

老年人口は増加傾向が続いており、平成12（2000）年には年少人口を上回っています。今後も人数、割合とも増加すると推計されています。

●年齢3区分別人口の推移（図1）



●年齢別人口割合の推移（図2）



(2) 財政状況

歳入の経常一般財源となる地方税、地方交付税及び臨時財政対策債の歳入の決算額合計は、平成20年度をピークに、平成22年度以降120億円から140億円までの範囲で推移していますが、歳出の経常的経費である人件費、扶助費*及び物件費の決算額合計は、継続的に増加しており、平成26年度からの10年間で約24%増加しています。

近年、歳入総額がほぼ横ばいで推移する中、歳出が増加していることにより、財政収支の均衡が損なわれていることから、「実質単年度収支」については、赤字が継続的な状態となっています。これは、歳出が当該年度の収入で賄えていないことを示しており、財政調整基金の繰入に依存した財政運営になっていることを表しています。

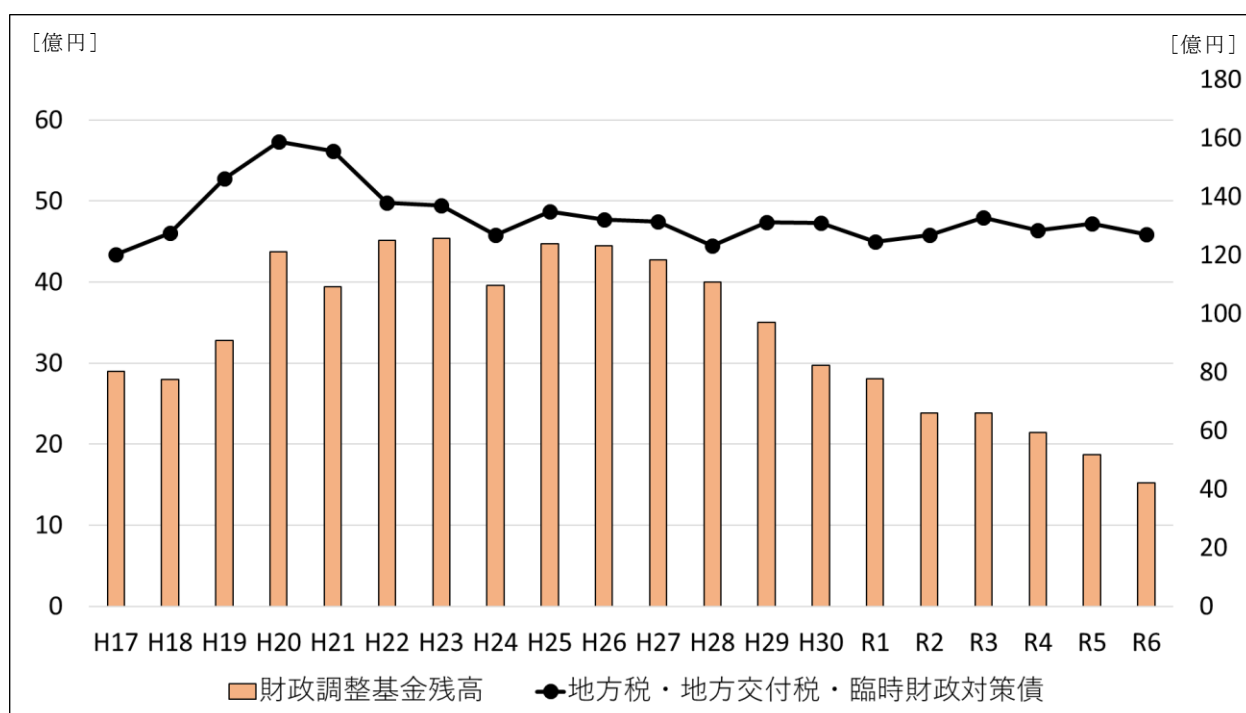
財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金であるほか、予期せぬ財政需要に安定的に対応するため、一定の額を確保する必要がある基金ですが、平成23年度に約45億4千万円あった財政調整基金は、令和7年度末には約15億2千万円まで減少する見込みとなっています。

一方で、市債については、主に投資的経費*の財源として活用を図ってきたところですが、平成20年度以降、市債発行を抑制することで、後年の市財政における義務的経費である公債費の影響を軽減しており、市債残高は平成26年度からの10年間で約23%減少しています。

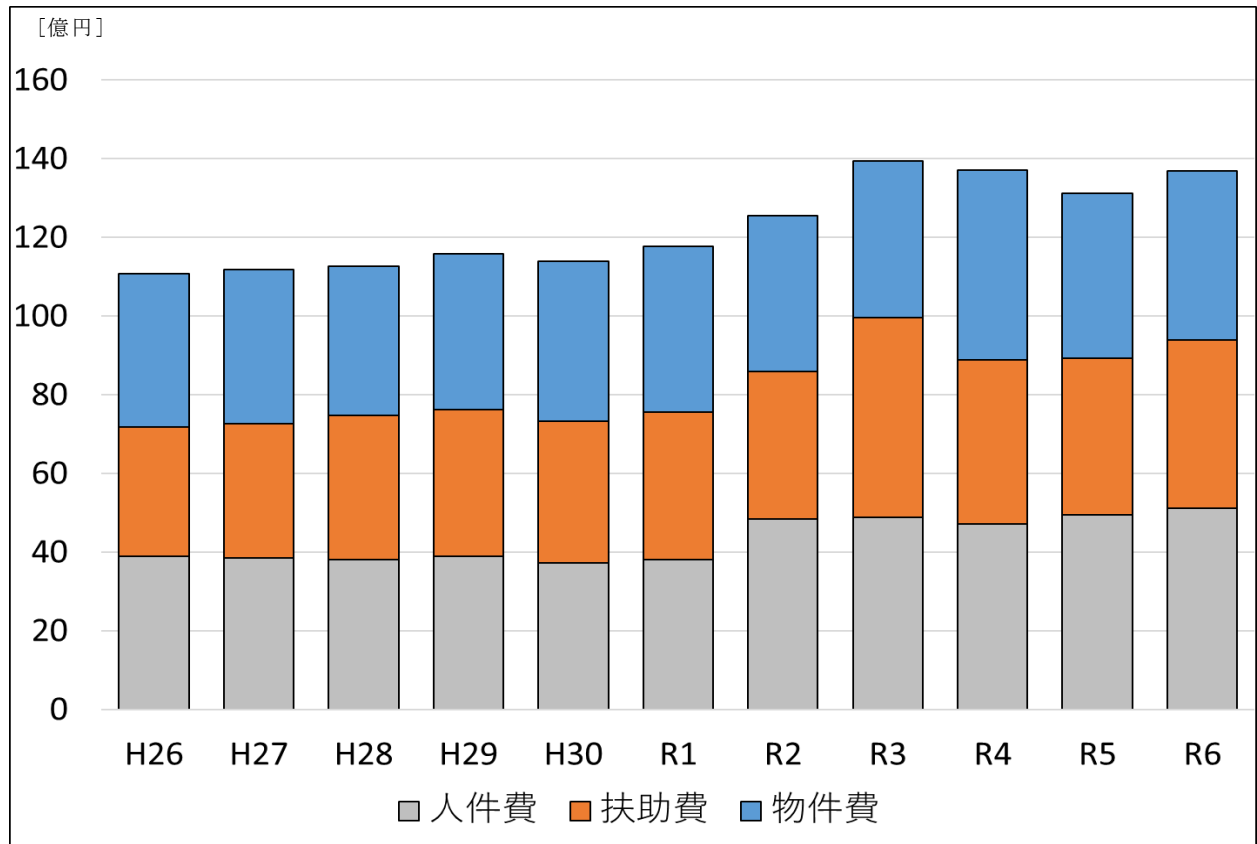
また、地方公共団体の財政力を示す「財政力指数」は、標準的な水準における行政を行うために必要な一般財源に対する標準的な地方税収入等の一定割合がどの程度確保されているかを表すものであり、1.00に近いほど財源に余裕があると判断されるものです。

本市の財政力指数は、基準財政収入額がほぼ横ばいである中、基準財政需要額は行政需要の拡大により増加しているため、年々低下傾向にあり、令和6年度は、0.81（3か年平均）となりました。

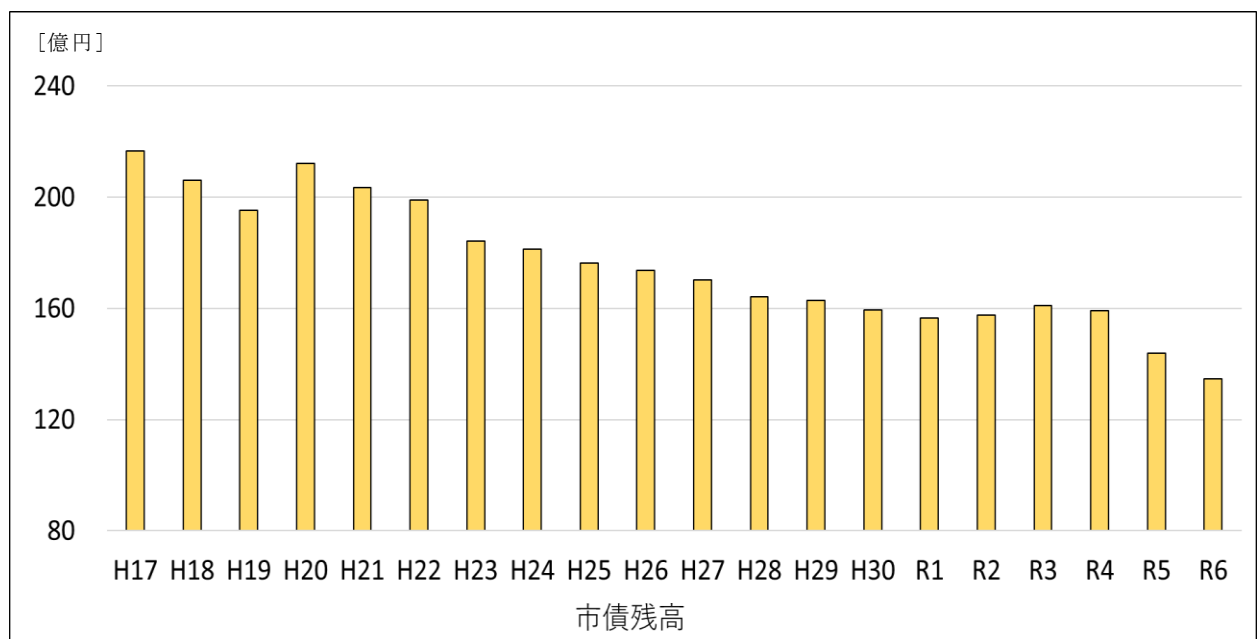
●歳入決算額等の推移



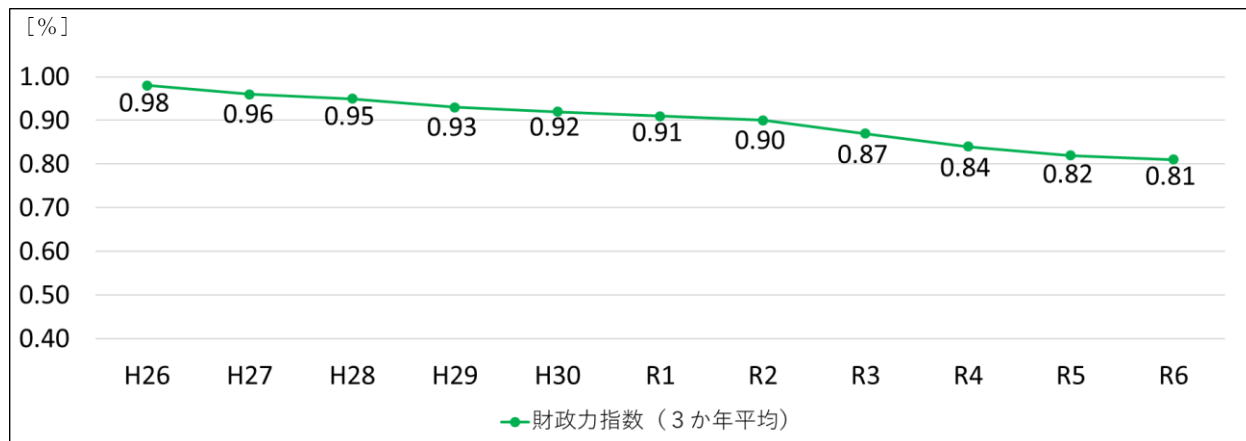
●人件費、扶助費、物件費の決算額推移



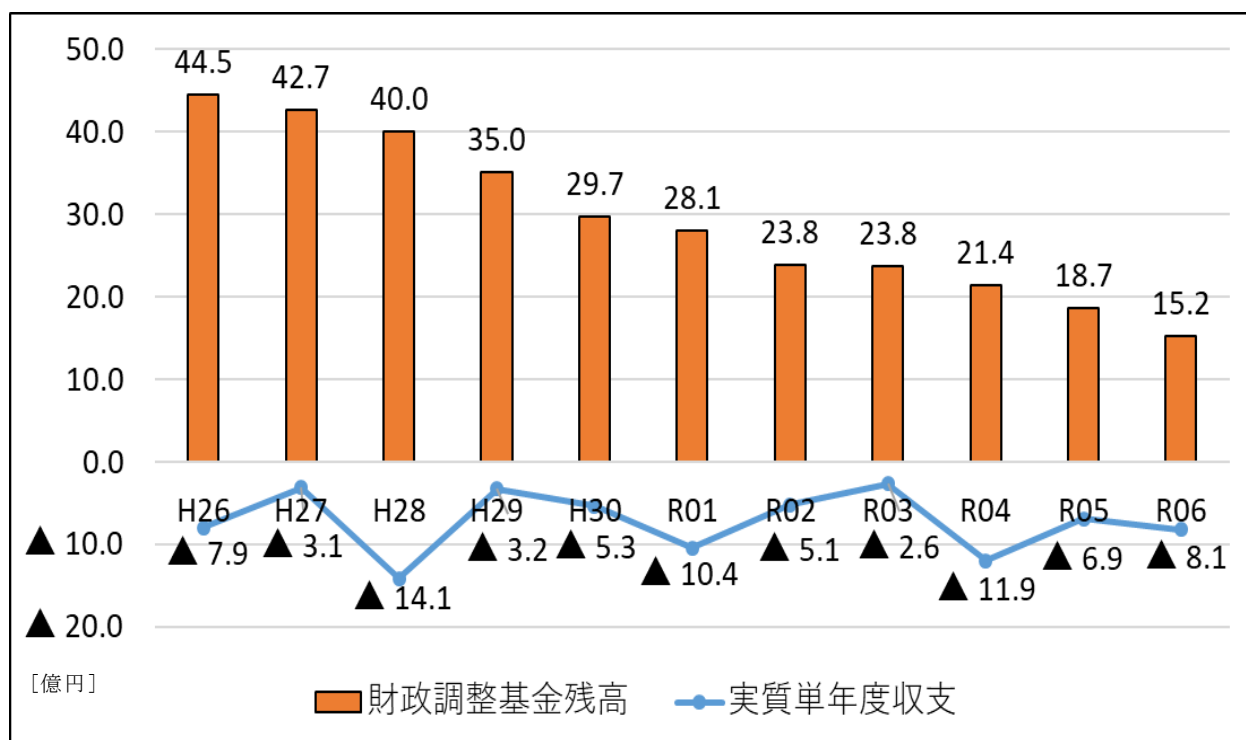
●市債残高の推移



● 財政力指数の推移



● 財政調整基金残高、実質単年度収支の推移



4 改革の目的

第3次行財政改革大綱では、「市民サービスの向上と次代を見据えたスマート自治体への転換」を目的として取組を進め、ICT*の活用や企業誘致の推進、市民活動への多様な支援等、効率的・効果的な行財政運営につなげたところです。

一方、財政運営の強化を目標とした取組の中で、とりわけ「歳出の節減・重点化」については、第3次行財政改革大綱の終期である令和7年度の財政調整基金残高が目標値を下回る見込みとなっています。これは、人件費、扶助費等の急激な増加に応じて、事業の再編や統廃合による歳出の削減が進んでいないこと、既存事業が前例踏襲のまま、見直し・縮小・廃止が十分ではないこと等により、不足する財源を財政調整基金から繰り入れる構造的課題によるものです。

財政調整基金に依存した財政運営は、すでに限界に来ており、各年度の歳入で歳出を賄う、体質への転換が必要です。

そのために、市民サービスへの影響を最小限に抑えながら、行財政運営の質的転換を図って効率化を進めるとともに、事業の優先度判断を徹底することにより、毎年度の歳出を適正な規模としていきます。目標として、遅くとも「第3次亀山市総合計画（以下「第3次総合計画」という）」の後期基本計画が開始する令和12年度が始まるまでに、継続的な実質単年度収支の赤字を解消し、財政調整基金の繰入れに依存しない行財政運営への転換を目指します。

また、社会状況の変化とともに、サービスを提供する行政のスタイルも変化しつつあります。そのため、職員の働き方改革のみならず、働く意欲の向上に向けた取組やデジタル技術の活用による業務の効率化、行政マネジメントシステムの改革等が求められていることに加え、市民ニーズや地域課題に対し、多様な主体が関わる仕組みづくり等も求められています。

これらの状況を踏まえ、第4次亀山市行財政改革大綱の取組を進める上においては、改革の担い手となる職員一人ひとりの変化を恐れず挑戦し続ける力を育成・強化するとともに、市民・地域団体・企業等多様な主体との協創を重視し、地域全体で魅力を高める仕組みづくりにより、既存概念にとらわれない柔軟な発想と、次代を見据えた事業構築を通じて、従来の行政システムの転換を図ることを推進します。

【 目 的 】

次代へつなぐ持続可能な行財政運営の確立

5 第4次行財政改革大綱の位置付け

第3次総合計画（令和8年度～令和15年度）は、総合的・体系的に本市の進むべき方向性を示す市の最上位計画であり、本大綱は、第3次総合計画を効率的かつ効果的に実現する上での実効性を確保するための行財政運営の指針となるものです。なお、歳出削減と歳入確保の取組については、「財政構造改革骨太方針2024」（令和6年度～令和11年度）と連携・補完しながら、行財政改革を推進することとします。

6 計画期間

計画期間は、第3次総合計画の前期基本計画の期間が令和8年度から令和11年度までであること及び「財政構造改革骨太方針2024」の終期が令和11年度であることから、令和12年度までの5年間とし、5年間の実施計画により進捗管理を行います。また、これらの取組を検証した上で、次期大綱の策定を行います。

	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2
第3次総合計画	← 前期基本計画（R 8 ～ R 1 1） →				← 後期基本計画（R 1 2 ～ R 1 5） →
財政構造改革 骨太方針2024	→ 集中改革期間（R 6 ～ R 8） ←		→ 改革期間（R 6 ～ R 1 1） →		
第4次 行財政改革大綱	← 実施計画期間（R 8 ～ R 1 2） →				

7 状況変化への対応

本大綱は、計画期間における取組を位置付けるものとしませんが、状況の変化により、変更が必要となった場合は、追加、修正等を行うものとしします。

第3章 行財政改革の体系等について

1 第4次行財政改革大綱の体系図

第4次行財政改革大綱の体系図は次のとおりとします。

[目 的]	
次代へつなぐ持続可能な行財政運営の確立	
目 標	重 点 方 針
Ⅰ 時代に即した行政システムへの改革	1 行政マネジメントシステムの再構築
	2 AI等のデジタル技術を活用した業務の効率化
	3 行政サービスの最適化
	4 組織の効率的運営とリスク管理の徹底
	5 柔軟な働き方の促進
	6 職員の意識・能力の向上
Ⅱ 将来にわたり持続可能な財政基盤の確立	7 事業再編の断行
	8 徹底した歳出削減
	9 歳入の確保・強化
	10 公共施設・資産の統廃合・有効活用
	11 特別会計・企業会計等の経営健全化
Ⅲ 協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり	12 市民参画・連携の推進
	13 民間活力の活用促進
	14 行政機関の横断連携と強化
	15 共助による支え合いの基盤の強化

2 目標における基本方針と取組内容について

目標1 時代に即した行政システムへの改革

社会のデジタル化や人口構造の変化、価値観の多様化といった変化に柔軟に対応できるよう、職員一人ひとりが「現状維持」ではなく「変革」を自らの仕事と捉える意識改革を行うとともに、スキルや知識を向上させる人材育成の推進を図ります。

さらに、これらを基盤として、業務プロセスの見直し、デジタル技術の活用、組織体制の再構築等、行政システムの構造的改革を進め、市役所全体で業務の効率化を目指し、持続可能で市民ニーズに即応できる行政運営を実現します。

基本方針

**職員の意識改革や人材育成を踏まえ、社会の変化に
適応した行政システムの構造的改革を進めます**

■ 重点方針1 行政マネジメントシステムの再構築

[現状と課題]

限られた行政経営資源の下、施策や事務事業の効果的かつ効率的な推進を目指し、事務事業の採択・再編手法の確立等に取り組んできました。

変化する社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応できる、効率的で質の高い行政運営の実現のため、既存の行政マネジメントシステムを見直す必要があります。

[取組内容]

現行の行政評価システムを検証し、効果と評価に係る事務量のバランスを踏まえた上で、より効率的で効果的な評価システムへの改善を行います。

■ 重点方針2 A I等のデジタル技術を活用した業務の効率化

〔現状と課題〕

今後の人口減少や少子高齢化に伴う労働力不足等、市政を取り巻く環境の変化に対応するためには、急速に進展するA I等のデジタル技術を積極的に導入し、業務の生産性を飛躍的に向上させ、行政サービスの提供の迅速化や質の向上を図る必要があります。

これらの取組により、職員の負担を軽減し、より業務に集中できる環境を整える必要があります。

〔取組内容〕

A I等の新たなデジタル技術や業務のオンライン化、公金収納でのe L-Q R*等の活用により、更なる業務の効率化・省力化を図り、そこで得られたリソースを、付加価値を創出する業務に投入すること等を通じて行政サービスの向上を図ります。

■ 重点方針3 行政サービスの最適化

〔現状と課題〕

人口構成、ライフスタイルの変化やデジタル技術の進展等により、市民ニーズは多様化・複雑化しています。

変化する環境に対応し、限りある財源を次世代へと確実につなげるため、市民ニーズを丁寧に見極め、最適な行政サービスを提供する必要があります。

〔取組内容〕

各種行政手続のオンライン化、市公式L I N E等による情報発信の充実等に取り組むほか、公共施設の開所時間や各種補助金・負担金の見直し等社会状況の変化に対応した行政サービスの最適化を図ります。

■ 重点方針 4 組織の効率的運営とリスク管理の徹底

〔現状と課題〕

国の制度改正や、市民ニーズの多様化・複雑化等、本市を取り巻く環境の急速な変化に伴い、職員の業務量は増加しています。

職員がやりがいを感じ、効率的に課題解消に取り組める職場環境づくりに向けて、業務量や業務内容に応じた効率的な組織体制の整備や、専門的な知識や経験を有する人材を確保する必要があります。

〔取組内容〕

職員の業務内容や業務量の変化を的確に把握し、定員適正化計画に基づく適正な定員管理と配置を行います。

また、デジタル技術をはじめとした専門的な知識や経験を有する職員を確保・育成するため、新たな職員採用制度の導入や民間企業からの人材派遣の検討、現在勤務している職員に対する研修等の実施に努めます。

加えて、令和5年度に導入した電子決裁について、公文書の適正な管理のため、処理すべき文書の範囲、取扱い等の整理を行います。

■ 重点方針 5 柔軟な働き方の促進

〔現状と課題〕

個人の価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランスの視点が重要視されている中、業務の効率化・平準化を図ることで、時間外勤務時間を削減し、年次有給休暇を取得しやすい職場環境とする必要があります。

〔取組内容〕

職員の働き方に対する意識改革を行い、時間外勤務時間の削減、年次有給休暇等の休暇取得の拡大等により職場環境を改善し、仕事と家庭の両立につなげます。

■ 重点方針 6 職員の意識・能力の向上

[現状と課題]

限られた資源を最大限に生かすためには、職員一人ひとりが意識を変革し、能力を高めていくことが重要です。

人材育成基本方針に掲げる求められる職員像を目指し、職員の資質・能力の向上を図り、透明で市民から信頼される市政を確立する必要があります。

[取組内容]

人材育成基本方針に基づき研修を実施するとともに、定期的に研修体系の見直しを行い、時代に即した職員の資質・能力の向上を図ります。

また、人事評価制度について、評価結果が公平性及び公正性を担保される運用方法を構築します。

加えて、職員に対しコンプライアンス研修を実施し、公平・公正であること、高い倫理観をもつこと、法令を遵守することの徹底を目指します。

目標 1 時代に即した行政システムへの改革における目標指標

目標項目	現状値 (R6年度末)	目標値 (R12年度末)
生成AI等を活用した職員の割合	0%	80%
防災アプリ加入者数	—	20,000人
市公式LINE登録者数	3,566人	9,000人
ハラスメント研修受講者のアンケート結果で「理解できた」「まあまあ理解できた」と答えた職員の割合	99.3%	100%
総時間外勤務時間(※年間)	40,747時間 ※R4~R6年度の平均	38,000時間以下
職員一人当たりの年次有給休暇取得日数(※年間)	13.9日	15日以上

目標Ⅱ 将来にわたり持続可能な財政基盤の確立

「財政構造改革骨太方針2024」と連携・補完し、前例踏襲となっている既存事業の見直し・縮小・廃止の実施等により、徹底的に歳出削減を行います。

また、歳入確保のため、ふるさと納税の推進や、未利用資産の有効活用等、新たな財源確保にも積極的に取り組みます。

これらの取組を通じて、次の世代に負担を先送りすることなく、持続可能な財政基盤を築き、安定した行政運営の実現を目指します。

基本方針

「財政構造改革骨太方針2024」による徹底した歳出削減、歳入確保に取り組み、次の世代に負担を先送りしない持続可能な財政基盤の確立を目指します

■ 重点方針7 事業再編の断行

[現状と課題]

総合計画を推進する新たな事務事業を展開する一方で、既存事業は前例踏襲となっており、見直し・縮小・廃止が十分実施できていない現状です。社会経済情勢の変化や人口構造の急激な変化に対応するためには、限られた行政経営資源を最大限に活用しながら、事業の必要性を検証し、選択と集中によって既存事業を抜本的に見直し、新たなニーズに対応する財源を確保する必要があります。

[取組内容]

長期にわたって継続している事務事業等について、現在もその事業が効果的であるか、また最適であるか等を検証し、市民ニーズの変化に対応した事業の再編を図ります。

■ 重点方針 8 徹底した歳出削減

[現状と課題]

エネルギー価格や物価の高騰、人件費、社会保障費の上昇等、厳しさを増す財政状況を回復させ、次の世代に負担を残さない健全な財政基盤を構築するため、既存事業の見直しや業務の効率化等を通じて、徹底した歳出削減を図る必要があります。

[取組内容]

職員一人ひとりが歳出削減の意識を持ち、これまでの前例や制度の枠組みに囚われることなく、事業を見直します。

具体的には、小学校のプール授業について、民間施設等の活用により既存施設の維持管理費や改修・更新費用の削減を図ります。

また、選挙用ポスターの掲示場の設置に係る経費は、物価の高騰等に伴い増加している一方、選挙人が候補者のことを知る手段は多様化していることから、相対的に選挙用ポスターの役割は低下しているため、掲示場の設置数の見直しを図り、歳出削減を行います。

■ 重点方針 9 歳入の確保・強化

[現状と課題]

歳入確保に向けて、市税等の収納率の向上、ふるさと納税の推進等、様々な取組を進めてきましたが、歳出の増加に見合った歳入ができておらず、財政調整基金は年々減少しています。

しかしながら、少子高齢化と人口減少が進行しており、将来的な税収の自然増が見込みにくい状況にあります。

今後においても、職員一人ひとりが、危機感と経営意識を持ち、既存の市税をはじめとして、市の歳入となる使用料、手数料等の確保に加え、ふるさと納税制度の強化や市有財産の利活用等、歳入確保についての様々なアイデアを出し、取組を進めていく必要があります。

[取組内容]

既存の税収の適正な確保に加え、「亀山市における森林経営管理制度の推進に向けたJ-クレジット創出事業」や、ふるさと納税制度の推進、未利用地の売却等、多様な歳入の確保を目指します。

また、地域経済の活性化や企業誘致、観光振興等を通じて税収基盤の強化にも取り組み、将来にわたって安定した歳入構造の構築を進めます。

■ 重点方針 10 公共施設・資産の統廃合・有効活用

〔現状と課題〕

公共施設や道路等の資産の老朽化が進み、改修や更新に係る経費が増加する中、行政サービスの水準や市民の利便性に配慮しながら、公共施設の適正配置に向けて、総合的に見直す必要があります。

〔取組内容〕

施設の利用状況や維持管理コスト等を精査し、施設更新等の優先度の整理や、統廃合・複合化を進めます。

また、学校施設や市立医療センターにおいて、長寿命化を図るとともに、消防団組織の再編検討の動向も踏まえ、施設や設備の統廃合に着手します。

■ 重点方針 11 特別会計・企業会計等の経営健全化

〔現状と課題〕

国民健康保険事業、後期高齢者医療事業の特別会計や下水道事業、病院事業の企業会計における令和6年度決算の一般会計からの繰入金の合計は、約21億円となっています。

今後においては、各会計において一般会計からの繰入金に可能な限り依存しない健全な運営を目指していく必要があります。

〔取組内容〕

国民健康保険税の収納率の向上、水道事業においては有収率の向上、下水道事業においては経費回収率の向上に努め、持続可能な事業運営を図ります。

また、市立医療センターにおいては、節電や委託及び賃貸借契約の仕様内容の見直し等、経費削減に努め、「亀山市立医療センター経営強化プラン」における数値目標の達成を目指します。

目標Ⅱ 将来にわたり持続可能な財政基盤の確立における目標指標

目 標 項 目	現 状 値 (R 6 年度末)	目 標 値 (R 1 2 年度末)
未利用地の売却件数 (累計)	—	10 件
ふるさと納税の寄附金額	58,000 千円	200,000 千円
観光入込客数	289,993 人	320,000 人
「亀山市における森林経営管理制度の推進に向けた J-クレジット創出事業」※1 収益金 (累計)	—	20,000 千円以上
有収率※2 (水道事業)	89.7%	94.5%
経費回収率※3 (農業集落排水事業)	99.4%	100%以上
経費回収率※3 (公共下水道事業)	96.8%	100%以上
経常収支比率※4 (病院事業)	93.6%	100%以上

※1 「亀山市における森林経営管理制度の推進に向けた J-クレジット創出事業」：適切な森林経営を行うことにより J-クレジット*を創出し、売却を行う事業

※2 有収率：水道事業において、配水された上水（配水量）のうち、料金として徴収される水量（有収水量）の割合（有収率＝年間総有収水量÷年間総配水量×100）

※3 経費回収率：サービスに要した経費のうち、利用料金等の収入でどの程度回収できているかを示す割合

※4 経常収支比率：経常収益（料金収入、営業収益等）で経常経費（人件費、材料費等）を賄えているかを示す指標

目標Ⅲ 協働・協創によりすべての人が輝くまちづくり

地域課題を解決することや、市民ニーズに対応するためには、行政のみでなく多様な主体との連携が不可欠であることから、市民や地域との協働・協創を推進しなければなりません。

また、企業、大学、市民団体等が持つ専門的知見や視点を融合させることで、効果的でより実効性の高い事業を展開し、地域の活力を高め、誰もが快適に暮らせるまちづくりを目指します。

基本方針

産学民官の多様な主体と一体となり、それぞれが持つ異なる視点や技術、知見を活かし、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します

重点方針 1 2 市民参画・連携の推進

[現状と課題]

地域社会の持続可能な発展と、より開かれた行政運営を実現するため、市民、企業、関係機関等の多様な主体と連携しながら、地域課題の解決や市民サービスの質の向上を図る必要があります。

[取組内容]

亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」の中間支援機能の強化や、協働事業提案制度の活用等により、多様な主体が協働・連携し、活気あるまちづくりを促進します。

自治会等による市道等の草刈活動については、地域住民の主体的な参画を継続的に支援することで、地区コミュニティの活性化や維持管理意識の向上を図ります。

地域公共交通については、地域住民・交通事業者・行政の三位一体の取組により、効率的・効果的な体系の確立を目指します。

また、人口減少や森林の維持管理等の地域課題を解決するため、かめやま生物多様性共生区域の情報発信や活用を推進し、認定区域と支援を希望する企業等のマッチングに努め、自然を活用した質の高い保育や教育の実現等により中山間地域の魅力を創出し、活性化を図ります。

■ 重点方針 1 3 民間活力の活用促進

〔現状と課題〕

市民サービスの質の向上と行財政運営の効率化を図るため、行政主体によるサービス提供だけではなく、指定管理者制度やP F I（民間資金活用）等の実施手法も含めた民間活力の活用を推進する必要があります。

〔取組内容〕

公共施設の管理運営等について、指定管理者制度や業務委託を積極的に活用し、サービスの向上とコスト削減を両立させるとともに、P P P（官民連携）等の手法の検討を進めます。

また、道路や下水道の維持管理業務等について、包括的民間委託*やウォーターP P P*の導入により、合理化・効率化を進めます。

■ 重点方針 1 4 行政機関の横断連携と強化

〔現状と課題〕

社会経済情勢の変化により複雑化・多様化している広域的な行政課題を効率的かつ効果的に解消するため、他団体との自治体間連携を進める必要があります。

〔取組内容〕

効率的かつ効果的な行政経営を図るため、「鈴鹿亀山地区広域連合広域計画」に基づく広域的な取組は継続するとともに、新たな取組に関する調査研究を進めます。

■ 重点方針 15 共助による支え合いの基盤の強化

〔現状と課題〕

地域社会の持続可能性を高めるため、行政だけでは対応しきれない多様な課題に柔軟かつ効果的に取り組み、地域住民が共に支え合う仕組みを強化する必要があります。

〔取組内容〕

地域まちづくり協議会に対しては、ICT「クロジカ」を活用した協議会相互の情報交流の支援を行い、個性ある地域活力の創出を目指します。

災害時における自助・共助による地域防災力の向上を図るため、自主防災組織未結成自治会への働きかけ及び地区防災計画の策定に取り組む地区への支援に努めます。

また、かめやま健康都市大学の取組により、地域での健康活動の拡大に向けた人材（健都サポーター）の育成を図ります。

目標Ⅲ 協働・協創によりすべての人が輝くまちづくりにおける目標指標

目 標 項 目	現 状 値 (R6年度末)	目 標 値 (R12年度末)
「ぷらっと」※1の相談によって多様な主体をつなぎ合わせたコーディネート件数	—	87件
市道草刈活動支援事業 参加団体数	40団体	45団体
「クロジカ」※2への地域まちづくり協議会からの情報発信回数	44回	68回
自主防災組織結成率	80.5%	85%
健都サポーターの育成人数（累計）	79人	160人

※1 「ぷらっと」：令和7年4月から市民活動の拠点である市民活動協働センター内に設置した中間支援機能を有する相談機関である亀山市市民活動・ボランティアセンター

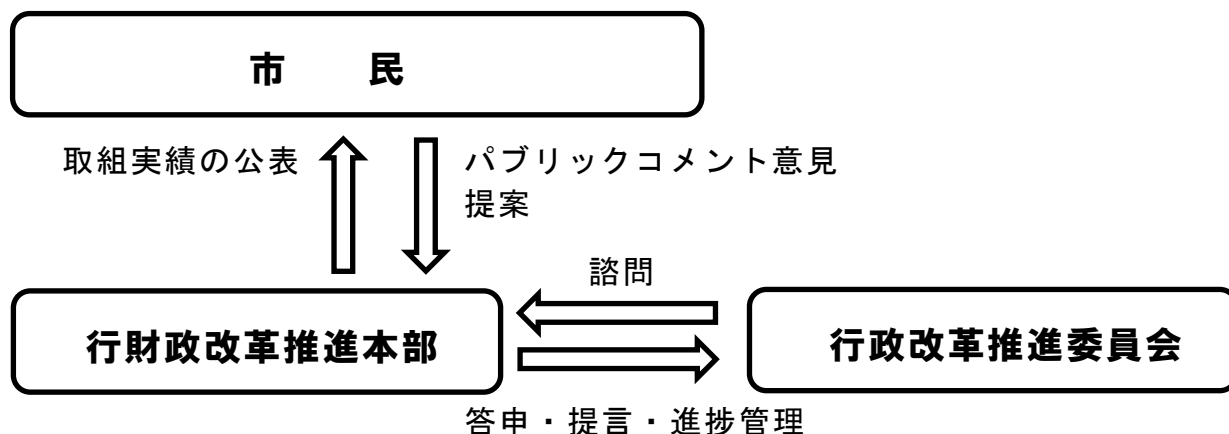
※2 「クロジカ」：市と地域まちづくり協議会が活用しているインターネットを利用した情報共有システム

第4章 改革の推進について

1 推進体制

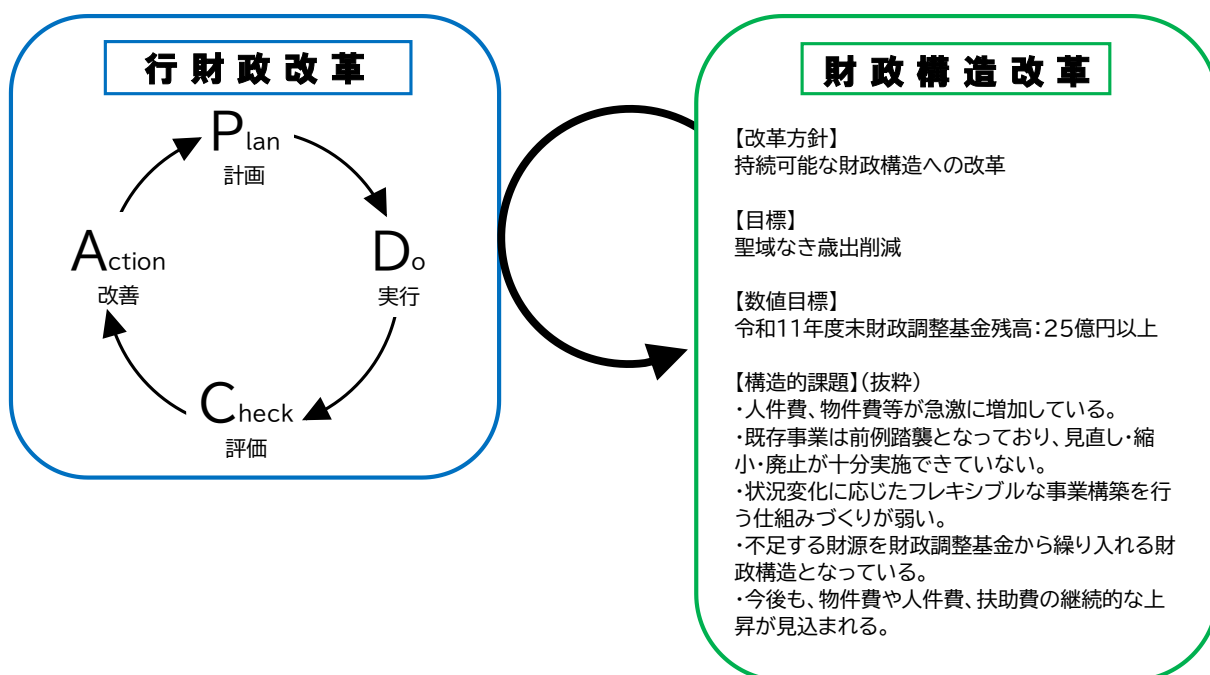
大綱に掲げた目的の達成に向けて改革の方策を戦略的に実施するため、市長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に、各部署が一丸となって取り組んでいきます。また、改革を推進するに当たっては、行政改革推進委員会等の意見を参考にしつつ、PDCAサイクルにより目標の達成に取り組んでいきます。

また、行財政改革の取組については、行財政改革推進本部等において毎年度計画的に管理し、実施計画の終了ごとに実績を市ホームページ等で公表します。



2 行財政改革と財政構造改革の関係

第4次行財政改革大綱においては、行政システムの改革や協働・協創を推進するとともに、持続可能な財政基盤の確立を目指す「財政構造改革骨太方針2024」と連携・補完しながら、改革を進めることとします。



資料

令和8年2月2日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市行政改革推進委員会
委員長 村 林 守

第4次亀山市行財政改革大綱（案）について（答申）

令和7年10月27日付け亀財01-1240号で諮問のありました第4次亀山市行財政改革大綱（案）につきましては、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、適当と認められますので、その旨答申します。

市議会、パブリックコメント、当委員会からの意見を踏まえ、本大綱に掲げた取組を確実に実行することで、目的である「次代へつなぐ持続可能な行財政運営の確立」の実現に向け、下記の事項に留意の上、行財政改革を推進されることを求めます。

記

- 1 本市の財政力指数は年々下がっており、現状のサービスを維持していくためには、一般財源が年々不足している状況である。財政調整基金も底をつきつつある中で、ピンチをチャンスに、このような厳しい財政状況乗り越えて、強靱な行財政体質をつくり上げていかなければならない。

市長のリーダーシップの下、職員が一丸となって、行財政改革に取り組み、将来の世代に負担を先送りすることのない財政運営への転換を強く望む。

- 2 第4次行財政改革大綱は、第3次総合計画と同期するスケジュールで進められることになるため、両者の整合性が強く望まれる。総合計画についても、厳しい財政状況を認識して進められたい。

また、「財政構造改革骨太方針2024」の集中改革期間終了後、その取組に対する検証を行い、骨太方針だけでなく、第4次行財政改革大綱実施計画における取組への改善にもつなげられたい。

3 数値目標が設定されており、このこと自体は良いことであるが、定量化の難しさもあって、目指すべき行財政改革の達成を表す目標としては、必ずしも適切なものばかりではない。行財政改革を進めながら、定性目標も含めて、職員が共有する目標としてより良いものを見出すよう、引き続き努力されたい。

また、行財政改革の推進にあたっては、数値目標に引きずられて行財政改革の真の目標を見失うことのないよう、努められたい。

4 行財政改革を進めるにあたっては、不断の見直しが必要である。例えば、補助金を対象として事業点検といった取組を深化させるなど、それぞれの事業が初期の効果を発揮しているかを検証し、引き続き事業のスクラップ&ビルドを進められたい。

また、多様な主体との連携や、職員一人ひとりが業務を効率化させることで、限られた財源を市民サービス向上のために有効に活用されたい。

【亀山市行政改革推進委員会 委員名簿】

氏 名	役 職
村 林 守	委員長
岡 田 義 昭	職務代理者
岡 安 祐 子	委員
竹 内 裕 子	委員
津 田 泰	委員
濱 口 治 男	委員
深 谷 百合子	委員
森 日出子	委員

用語解説

* 1 A I (Artificial Intelligence)

人間の知的な働きをコンピュータで再現しようとする技術を指します。
具体的には、人間の使う自然言語の理解や論理的な推論、経験から学習するコンピュータプログラムなどのことをいいます。

* 2 e L-Q R

地方税統一QRコードのことで、納付書に付されたe L-Q Rを読み取ると、地方税共同機構が管理・運営する地方税お支払いサイトやスマートフォン決済アプリを通じたキャッシュレス納付が可能となるほか、e L-Q R対応金融機関であれば全国のどの金融機関窓口でも地方税の納付が可能となります。

* 3 R P A (Robotic Process Automation)

事務作業（主に定型作業）を、ルールエンジンやA I（人工知能）などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念と定義されています。

業務を代行・自動化するソフトウェア型ロボット自体のことを、「デジタルレイバー・デジタルワーカー（仮想知的労働者）」などと擬人化して呼ぶこともあります。

* 4 I C T (Information and Communication Technology)

情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

* 5 J-クレジット

適切な森林経営などの取組によるCO₂の削減量を「J-クレジット」として国が認証し、CO₂削減の取組を行ったJ-クレジット創出者がJ-クレジットを売却し、企業等のJ-クレジット購入者が経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成等をするために購入することで、J-クレジット創出者は資金を得ます。

*** 6 P P P（官民連携手法：Public Private Partnership）**

行政と市民、自治会、各種団体、N P O、企業等との連携により公共サービスを提供していくという考え方で、民間委託、P F I（民間資金活用：Public Finance Initiative）、指定管理者制度、民営化などの事業手法や地域協働、官民連携手法の総称です。

*** 7 ウォーター P P P（Public Private Partnership）**

水道、工業用水道、下水道について、P P P / P F I 推進アクションプランの10年間（令和4年から令和13年）において、公共施設等運営事業（コンセッション）に段階的に移行するための官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式）と公共施設等運営事業と併せたものです。

*** 8 企業会計**

地方公営企業法の規定の全部または一部の適用を受けて設置する特別の会計で、一般会計などとは異なり企業会計方式に基づいており、経営に伴う収入によって必要な経費を賄うこととする独立採算制が原則とされています。

*** 9 経常収支比率**

普通会計においては、人件費、扶助費、公債費等の縮減することが困難な経常的経費に、市税、地方交付税等の一般財源収入がどの程度充当されているかをみる指標であり、比率が低いほど財政構造の弾力性が高いことを示します。

なお、公営企業会計においては、経常収益（料金収入、営業収益等）で経常経費（人件費、材料費等）を賄えているかを示す指標です。

*** 10 財政調整基金**

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金です。

***11 新公会計制度**

国が自治体に要請している新しい官庁会計制度のことを新公会計制度と
いいます。

複式簿記、発生主義に基づくため、より企業会計に近いものです。

従来からの官庁会計制度が現金の収入と支出の実態が把握しやすい特徴
をもつものに対して、新公会計制度は、資産や負債の実態を把握しやすい
という特徴をもっています。

***12 投資的経費**

普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費のように支出効果が
資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出され
る経費をいいます。

***13 特別会計**

国民健康保険のように特定の人たちがお互いに助け合うことを目的と
した事業のように限られた人たちが利益を受ける事業は、利益を受ける人
たちが負担するお金を中心に運営しています。

それぞれの事業の経理を明確にする必要があるため、一般会計と区別し
て、特別会計として経理しています。

***14 扶助費**

社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者
等に対して行っている様々な支援に要する経費をいいます。

***15 プライマリーバランス**

公債費を除いた歳出と、地方債発行額を除いた歳入のバランスをみる指
標です。

***16 包括的民間委託**

公共施設の管理・運営を受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活
用により効率的・効果的に実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に
委託することです。

第4次亀山市行財政改革大綱（令和8年3月）

三重県亀山市総務財政部財務課財政行革グループ

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

TEL : 0595-84-5030

FAX : 0595-82-9955

E-mail : zaisei-g@city.kameyama.mie.jp

URL : <https://www.city.kameyama.mie.jp/>